

ビジネスマッチング 商談会・展示会 2022 in 松江 エントリー企業募集

受付期間：7月26日（火）

ビジネスのご縁を結ぶ山陰最大級のB to Bイベント！

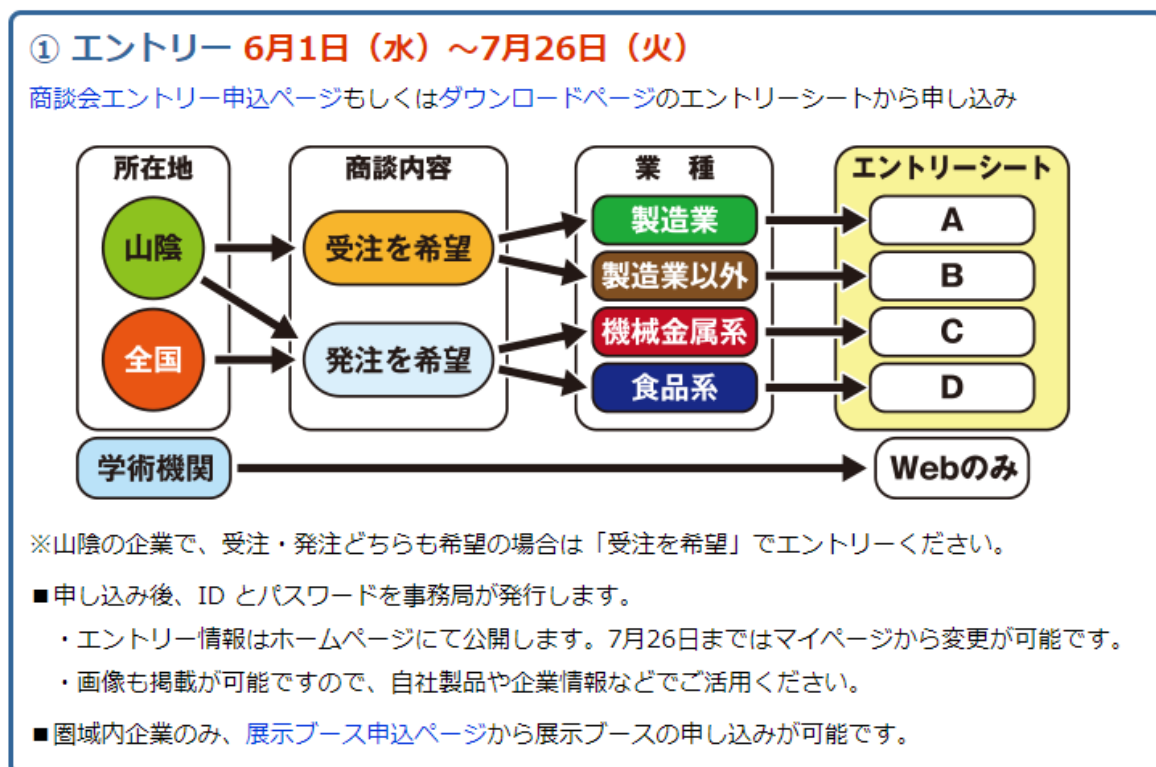
松江市、米子市、境港市、出雲市、安来市、大山エリアの「ものづくり」関連企業を対象にしたビジネスマッチング支援事業です。

圏域内のみならず圏域外・県外の企業も無料でエントリーが可能です。販売先、仕入先などを見つけるビジネスチャンスとしてご活用ください。

■募集対象：①受注を目的とする企業（山陰限定）

②発注を目的とする企業（全国）

■お申込みから商談までのながれ



■詳細、お申込みについてはホームページ、同封のパンフレットをご覧ください。

ビジネスマッチング 中海 で検索 🔍

一日公庫のご案内

日本政策金融公庫 松江支店では下記のとおり『一日公庫』を開催します。

一日公庫では、通常のお申込みより日数が短縮でき、商工会で面接を受けられますので、公庫まで足を運ぶ必要もありません。ご相談だけでも結構ですので、お気軽にお申し込みください。

日 時：令和4年7月12日（火）10：00～15：00

会 場：東出雲町商工会

参加費：無料

申込み方法：同封のチラシ裏面の参加申込票をご記入のうえ、東出雲町商工会へご提出ください。

（担当：伊藤・多々納）

島根県事業承継新事業活動等支援補助金（後継者支援型）

第2回公募期限：7月8日（金）

中小企業の円滑な事業承継を促進するため、事業承継を契機とした後継者等による新しい取組に必要な経費の一部を補助する制度です。

補助事業の内容

※ 設備投資やITツールの導入などにも活用いただけます

① 島根県事業承継新事業活動等支援補助金（後継者支援型）						
概要	対象経費	対象者	補助率		補助上限(千円)	
				法認定等*1		法認定等*1
事業承継を契機とした後継者等による新しい取組を支援	原材料費、産業財産権取得費、市場調査費、備品機械設備等購入費、施設改修費、撤去費、IT導入費、研修経費、外注費、広報費、展示会等経費等	・後継予定者(65歳未満)が決まっており、5年以内に実施する事業承継計画を有する事業者 ・事業承継実施後2年以内の事業者(代表者が承継時点で65歳未満)	1/2	2/3	1,000	2,000

※法認定等とは、経営革新計画の承認、経営力向上計画の認定、先端設備等導入計画の認定をいう。

詳細は同封のチラシ、HPをご覧ください。 [島根県事業承継新事業活動等支援補助金](#) で検索 🔍

島根県三者承継・統合型支援補助金

公募期間：令和4年4月15日～令和5年1月31日

中小企業の円滑な事業承継を促進するため、第三者承継により経営資源を引き継ぐ取組に必要な経費の一部を補助する制度です。

② 島根県第三者承継・統合型支援補助金				
概要	対象経費	対象者	補助率	補助上限(千円)
第三者承継により経営資源を引き継ぐ取組を支援	株式譲渡契約等における譲渡対価、外注費	株式譲渡等により以下要件を満たす事業を引継ぐ県内事業者 ①県内に本店又は主たる事業所を有すること ②従業員を5名以上雇用していること ③市町村・商工会若しくは商工会議所が地域に必要と認める事業であること ④島根県事業承継・引継ぎ支援センターに登録し、従前から継続的支援を受けていること ※その他要件あり	1/2	10,000

詳細は同封のチラシ、HPをご覧ください。 [島根県事業承継新事業活動等支援補助金](#) で検索 🔍

しまねプレミアム飲食券のお知らせ

しまねプレミアム飲食券とは、加盟飲食店で利用できるプレミアム付きの飲食券です。

- 額面金額 6,000円 (500円券×12枚)
- 販売金額 5,000円 (20%のプレミアム付)
- 販売期間 2022年4月20日(水)～2022年9月30日(金)
- 利用期間 2022年4月27日(水)～2022年10月31日(月)
- 販売場所
 - ・ローソン各店舗 (WEB申込または直接来店にて「Loppi」にて発券後レジ支払のち受取)
 - ・しまね信用金庫 ・島根中央信用金庫 ・日本海信用金庫
 - (各信用金庫の販売時間：平日9:00～15:00 土日祝除く)
- 購入限度
 - ローソンでは1回購入あたり10,000円(1人/2組まで)
 - 各信用金庫は1回購入あたり20,000円(1人/4組まで)
- 加盟飲食店一覧及び加盟飲食店登録申請については、ホームページをご覧ください。

[しまねプレミアム飲食券](#) で検索 🔍

小規模事業者持続化補助金

第9回申請締切：9月20日（火）

小規模事業者持続化補助金は、小規模事業者が自社の経営を見直し、**自らが持続的な経営に向けた経営計画を作成した上で**行う販路開拓や生産性向上の取り組みを支援する制度です。

【補助率・補助上限額】

類型	通常枠	特別枠（新設）				
		賃金引上げ枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠	インボイス枠
補助率	2/3	2/3 (赤字事業者は3/4)	2/3			
補助上限	50万円	200万円			100万円	
追加申請要件	—	下図をご確認ください				

■販路開拓に必要な経費の一部を補助します。

■通常枠、特別枠のいずれか1つの枠のみ申請可能です。

【特別枠の申請要件】

類型	申請要件
賃金引上げ枠	補助事業の終了時点において、事業場内最低賃金が地域別最低賃金より+30円以上であること。 既に地域別最低賃金より+30円以上を達成している場合は、申請時点の事業場内最低賃金より+30円以上とする必要があります。 ■赤字事業者 賃金引上げ枠に取り組む事業者のうち、直近1期または直近1年間の課税所得金額がゼロである事業者。
卒業枠	補助事業の終了時点において、常時使用する従業員の数を増やし、小規模事業者の従業員数を超えて規模を拡大すること。
後継者支援枠	申請時において、「アトツギ甲子園（※）」のファイナリストになった事業者であること。 ※アトツギ甲子園ホームページ https://atotsugi-koshien.go.jp
創業枠	公募締切時から起算して過去3か年の間に、「特定創業支援等事業」による支援を受け開業した事業者。
インボイス枠	2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった、又は免税事業者であることが見込まれる事業者のうち、インボイス発行事業者の登録が確認できた事業者であること。

※申請要件を満たさない場合は、補助金の交付が行われません。

※対象者は小規模事業者です

※対象経費は、機械装置購入、チラシ作成、看板設置、ウェブサイト、ECサイト構築費等です

※ホームページ作成（ウェブサイト関連費）のみでの申請はできません。ウェブサイト関連費は補助金交付申請額の1/4が上限です。

※申請には経営計画書の策定が必須です。経営計画策定には一定の期間が必要ですので、申請予定の方は、

8月31日までに当会にお問い合わせください。

（担当：伊藤・多々納）

チラシ同封サービスのご案内

商工会から会員の皆さまへ定期的にお届けしている会報誌など経営に役立つ資料と一緒に、御社の商品やサービスのチラシなどを同封してみませんか？

チラシ同封サービスは全会員約360社に、確実に低コストでお届けできる会員限定のサービスです。販売促進や企業PRに是非ご活用ください。

今年度のチラシ同封サービスは下記のスケジュールで実施する予定です。

内容	発行予定日（同封日）	チラシ等の納品期日
商工会報誌 夏号	7月下旬	7月20日
商工会ニュース 11月号	10月下旬	10月20日
商工会ニュース 1月号	12月下旬	12月20日
商工会報誌 新春号	1月下旬	1月20日
商工会ニュース 4月号	3月下旬	3月20日

チラシ同封サービスの申し込みは、上記の納品期日までに事前に事務局までご連絡ください。

ジョイメイトしまねが社員の皆様の福利厚生をサポートします！

●会費：一人月額1,000円(年間12,000円)

○ジョイメイトしまねに加入すると以下のようなサポートが受けられます。



ニュース掲載ツアー 1,000円～10,000円割引	5年に1度 永年勤続 5,000円～10,000円給付	健康診断6,000円補助	宿泊付き 忘新年会2,000円補助
割引指定店5%以上割引	ツアー2,000円割引	隠岐汽船1,000円割引	抽選で お食事割引券 1,000円プレゼント
隔年 熟年夫婦旅行 10,000円補助	インフルエンザ予防接種 600円補助	祝い金・見舞金等給付	各種チケット購入補助

「2,100事業所・28,000人をサポート中」まずはお電話下さい！ ジョイメイトしまね ☎(0852)28-6555

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心安全 国がつくった 小規模企業共済 こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある
自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

- 1 経営者のための退職金制度**
 小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- 2 掛金は全額所得控除**
 掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- 3 受取時も税制メリット**
 共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。
 契約者貸付けの利用が可能
 共済金の受給権は差押禁止
 契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時 共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。
 共済相談室 TEL. 050-5541-7171 【受付時間】平日 9:00～17:00

チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
 詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

加入・掛金のご質問はこちらをクリック
 24時間いつでもチャットで質問可能です
 小規模企業共済

